

よくあるお問合せ一覧

Q	A
申請書、届出書に押印は必要か。	省略可能です。誓約書、原本証明も押印省略可能です。使用承諾書は記名押印又は署名(押印省略可)が必要です。
どんな場合に許可ができないのか？	許可基準は、①施設要件(産業廃棄物の飛散、流出、悪臭の発生をさせないために必要な施設を有すること)、②能力要件(処理業を的確に行う知識・技能及び的確かつ継続的に行う経理的基礎を有すること)、③欠格要件(会社又は役員が環境関連法、刑法上の懲役刑、禁固刑や罰金刑を受けた場合など)に該当しないことの3つです。これを満たさなければ許可できません。
先行許可証を提出しての申請は可能か。	可能です。役員等の住民票、登記されていないことの証明書、法人株主の登記事項証明書、誓約書が省略可能です。ただし、先行分の許可申請に使用したものや、古いもので構わないので住民票の写しのコピー(本籍地に変更がないもの)又は法人株主の登記事項証明書(住所又は名称若しくは代表者氏名に変更のないもの)のコピーの添付をお願いします。
申請書、届出書の添付書類は何を添付すればよいのか。	当課ホームページに添付書類一覧表を掲載しています。
申請、届出書類はどこでもらえるの	ホームページでダウンロードできます。
個人から法人に事業形態が変わるが申請は必要か。	別事業主体となりますので、法人による新規申請が必要です。注意点として、法人名義での車両が1台は必要となります。新法人の許可後は個人は廃止届(変更届と同一様式。ホームページに掲載しています。)の提出をお願いします。
郵送で受け付けてもらえるか	郵送での受付が原則となりました。申請・届出に当たってお願いしたいことがありますので、詳しくはホームページで確認してください。
原本を必要とする書類は返却可能か。	写し、返信用封筒を添付していただければ、原本照合を行ったうえで返却可能です。
法人設立して間もないため、3年分の財務諸表が添付できない	その旨の申立書(様式任意)を作成していただき、5年分の収支計画書(参考様式あり)と併せて提出してください。
講習会修了証は新規申請の場合	新規申請に当たっては新規・更新は問いません。ただし、講習会を初めて受講される方は新規の講習会を受講してください。
講習会修了証の有効期限は？	講習会修了の日から、新規は5年間、更新は2年間となります。
申請書第1面の別紙の書き方は？	左欄に第1面記載の取り扱う産業廃棄物の種類(品目)を列記していただき、右欄に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、含有ばいじん等ごとに取り扱う品目に○をつけてください。
業種指定のある産業廃棄物とは？	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の7種類の産業廃棄物については、発生元となる対象業種が定められています。対象業種から排出された場合にだけ産業廃棄物に該当します。
水銀使用製品(廃蛍光管、廃乾電池)はどの品目に○をつけるのか	廃蛍光管の場合、①金属くず、②ガラスくず、金属くず及び陶磁器くず、③廃プラスチックの3品目になります。廃乾電池の場合は、①金属くず、②汚泥になります。
廃蛍光管の運搬容器は段ボールでよいのか	原則として緩衝材を使用したうえでの専用ボックスを用いた運搬が望ましいです。専用ボックス以外で運搬する場合、緩衝材などを用いたうえで密閉容器に入れるなど、適切な運搬容器を選定してください。バラ積みは決して行わず、また、フレコンバッグなど、破損のおそれのある容器は使用しないでください。
政令使用人は一般の従業員としても良いか	廃棄物処理法施行令第4条の7に規定されているとおり、本店又は支店の代表者か、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所において産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する者となりますので、一般の従業員は政令使用人になれません。許可申請時に政令使用人申立書(参考様式あり)の提出をお願いします。
駐車場の地目が農地であるが、申請できるか	申請は可能ですが、農地法に抵触するおそれがありますので、所管の農業委員会に必ずお問い合わせください。
駐車場の登記事項証明書の所有者が他人であるが申請できるか	使用承諾書(所有者等の記名押印又は署名が必要)の添付があれば申請可能です。使用承諾書が添付できない場合は、所有者からの同意が確認できる契約書等の写しに代えることも可能です。
感染性産業廃棄物を運搬するのに保冷車は必須か？	原則として保冷車又は保冷機能を有する車両が必要です(熊本県産業廃棄物指導要綱)。ただし、極めて近距離の運搬を行う場合や、腐敗等性状の変化が考えられない廃棄物のみ運搬する場合は例外となる場合がありますので、その場合はご相談ください。
運搬車両は自社所有でなくても良いか？	所有者からの使用承諾(使用承諾書の提出が必要)が得られていれば使用可能です。ただし、収集運搬の用に供する車両のうち、1台は自己所有車両が必要です。車検証の所有者又は使用者欄に申請者名が記載されている場合は、自己所有車両として取り扱いま

白ナンバー車両による収集運搬業許可も申請できるか	廃棄物処理法上は規定がありませんので申請自体は可能です。ただし、貨物自動車運送事業法所管の各地域運輸局に確認をお願いします。
車両の許可表示方法は？	産業廃棄物収集運搬車である旨、氏名又は名称、許可番号下6桁(固有番号)を表示する必要があります。文字のサイズは、産業廃棄物収集運搬車両である旨は140ポイント(約5cm)以上、それ以外は90ポイント(約3cm)以上です(廃棄物処理法施行規則第7条の2の2に規定があります。)。マグネット等での貼り付けも可能です。
土砂等禁止車両で運べないものは？	①がれき類、②鉱さい、③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、④燃え殻(石炭がらに限る。)となります(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法)。
屋号の使用は可能か？	屋号の使用届出書(様式あり)を提出すれば可能です。ただし、車両の側面の許可表示には屋号のみの表示はできません。
産廃と一廃は混載して良いか。	混載できません。
普通産廃と特管産廃は混載して良いか	混載できません。ただし、荷台を仕切る施設がある場合や、専用タンク等の施設を使用する場合は可能な場合もあります。
登記されていないことの証明書はどこで取得できるか	法務局で取得できます。